原料費調整制度に基づく令和 6 年 12 月分のガス料金について

令和 6 年 10 月 31 日 小千谷市ガス水道局

当市が供給している都市ガスの料金について、「原料費調整制度」に基づいて令和 6年12月検針分に適用する調整単位料金の算定を行いました。

その結果、基準単位料金に対して +39.62 円(税込)の調整を行うこととなりました。なお、令和 6年11月検針分までで政府の支援による値引きが終了するため、令和 6年11月分料金と比較すると 9.13 円(税込)上がります。

令和 6 年 12 月検針分に適用するガス料金につきましては、11 月分の検針のお知らせに表示してあらかじめご案内するほか、ガス水道局窓口ならびに市ホームページでもお知らせします。

【ご参考】モデル世帯における1か月分のガス料金(税込)

	1 か月のご使用量	令和6年12月分	令和6年11月分	増減額
ſ	46 m³	7, 693 円	7, 273 円	420 円

令和 6 年 12 月分ガス料金

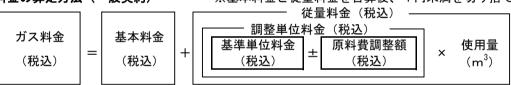
●一般契約料金表

区八		基本料金 (税込)		調整単位料金(税込)					
区分	使用量			基準単位料金		原料費調整額		計	
料金表A	0m³∼23m³	629. 20	田	116. 21	円			155. 83	円
料金表B	24m³~323m³	733. 70	円	111. 67	円	+39.62	円	151. 29	円
料金表C	324m³∼	2, 044. 90	田	107. 61	円			147. 23	円

※基本料金は原料費調整の対象外のため、毎月変わりません。

●料金の算定方法 (一般契約)

※基本料金と従量料金を合算後、1円未満を切り捨てます。



原料費調整額の算定について

# # T 16 F 10 / T 16		平成29年6月 ~ 平成29年8月の平均原料価格		
基準平均原料価格 (毎月固定)	47,980 円/t	(貿易統計値)	47, 980 円	
(母月固定)			(10円未満四捨五入)	
平均原料価格		令和6年 7月~ 令和6年	9 月の平均原料価格	
	93,630 円/t	(貿易統計値)	93, 630 円	
(令和 6 年 12 月分)			(10円未満四捨五入)	
調整単価(毎月固定)	0.079 円/m³	原料価格がトン当たり100円変動した場合の ガス料金価格変動額		

■原料価格変動額の算定

▽原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

= 93,630 円/t - 47,980 円/t = 45,650 円/t = 45,600 円/t

(100円未満切捨て)

▽原料費調整額 = 調整単価 × 原料価格変動額 ÷ 100 円 × (1+消費税率)

= 0.079 円 × 45,600 円 ∕ t ÷ 100 円 × (1 + 0.10) = 39.62 円

(小数点第3位以下切捨て,計算結果が負の場合は小数点第3位以下切上げ)

- ∴ 上記の計算の結果、令和 6 年 12 月分のガス料金では 基準単位料金に対して、1m³当たり +39.62 円(税込)調整いたします。
 - ※ 一般契約以外の料金につきましても、一般契約の料金と同様に 基準単位料金に対して1m³当たり +39.62 円(税込)調整いたします。